

給食施設の届出について

1回50食以上又は1日100食以上の食事を特定かつ多数の者に対して継続的に提供する施設のうち栄養管理が必要な施設の設置者は、給食の開始、変更、休止、廃止したときに届出が必要です。

【届出根拠:健康増進法第20条、多数給食施設設置等届出要綱(北海道保健福祉部長通知)】

★届出が必要なとき★

- 事業を開始したとき
- 事業内容に変更があったとき
(施設の名称、食数、栄養士の人数など)
- 事業を廃止、休止したとき

★届出する時期★

- 届出事項の発生から1月以内

※詳しい説明と届出様式については、保健所までお問い合わせください。

なお、帯広保健所のホームページから様式をダウンロードできます。



■ お問い合わせ先
北海道帯広保健所企画総務課企画係
電話 0155-27-8638 FAX 0155-25-0864
(月-金 8:45~17:30)